



町からみなさんへの大切なお知らせです。



- ごみ収集日は地区により決まっています。「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。
 - 収集日以外には出さないでください。
 - 収集日の朝 8 時までに出してください。
 - 指定ごみ袋・指定コンテナにお名前を書いてください。
 - お住まいの地区内の収集所にごみを出してください。やむを得ず、地区外の収集所にごみを出す場合は、その収集所のルールを守って出すようにしてください。
- ※「ごみの分け方・出し方」、「ごみ収集カレンダー」は町民税務課で配布しています。

産業人材確保のための奨学金返還支援事業

問 福島県商工労働部商工総務課 (Tel 521-7270)

福島県は、県産業の将来を担う人材を確保するため、支援対象となる産業の県内事業所に正規職員として一定期間就業し、かつ県内に定住した場合に、奨学金の返還を支援する制度を創設しました。

対象要件や申請方法等の詳細については、標記問い合わせへ先へ問い合わせください。

■募集期間 12 月 22 日(木)まで

家屋の除去届・家屋の所有者変更届

問 町民税務課 税務係 (内線 1303)

住宅・物置・工場・倉庫等の建物を取り壊した場合には、必ず「家屋の除去届」を提出してください(登記されている建物で、取り壊した年の 12 月末日までに滅失の登記が完了される場合には、「家屋の除去届」の提出は不要です)。届出がない場合、家屋課税台帳から抹消されず、翌年度以降も固定資産税が課税されます。

また、登記されていない建物で、所有者の変更(相続・売買・贈与など)があった場合にも、必ず「家屋の所有者変更届」を提出してください。届出がない場合、翌年度以降も変更前の所有者に固定資産税が課税されます。

税務係に所定の届出用紙がありますので、12 月末日までに忘れずに届出をお願いします。

要介護認定高齢者の「障害者控除」

問 保健福祉課 健康福祉係 (内線 1403)

所得税法上の「障害者控除」は、障害者手帳をお持ちの方のほか、介護保険の要介護認定を受けている 65 歳以上の方で町が、障害者に準じる要件を満たすと認めた方であれば受けることができます。

申請が必要ですので詳細は、問い合わせください。

福祉

高齢者のおむつ代にかかる医療費控除

問 保健福祉課 健康福祉係 (内線 1403)

次のいずれかの証明書をおむつ代の領収書と一緒に確定申告の際に添付することで、医療費控除の対象になります。忘れずに申請してください。

①「おむつ使用証明書」

傷病等のためにおおむね 6 か月以上寝たきりであり、医師の治療のもとにおむつを使う必要があると初めて認められたとき、医師が発行する証明書。

②「おむつ代の医療費控除にかかる確認証明書」

医療費控除を受ける 2 年目以降の方で町が交付する証明書、「市町村が介護保険法に基づく、要介護認定にかかる主治医の意見書」により、寝たきり状態であること及び尿失禁が確認されれば控除対象。

かわまたオレンジカフェへのご案内

問 地域包括支援センター (Tel 583-2600)

かわまたオレンジカフェ(第 2 回)を開催します。クリスマスの雰囲気のオレンジカフェにいらっやいませんか。オレンジカフェは、認知症になっても安心して暮せるために、ご本人や家族、地域の方、介護の仕事に携わっている方などの交流の場です。お気軽にご参加ください。

■日時 12 月 22 日(木) 午後 1 時 30 分～3 時

■場所 かわまたの森(川俣町八反田 3-2)

■参加費 100 円(お茶菓子代)

※参加は自由です。申し込みは不要です。

介護予防体操教室のお知らせ

問 保健福祉課 健康福祉係 (内線 1403)

次の地区公民館で体操教室を開催します。

■日時

小神公民館 12 月 8 日(木) 午前 10 時～11 時 30 分

福田公民館 12 月 20 日(火) 午後 1 時 30 分～3 時

福沢公民館 12 月 22 日(木) 午前 10 時～11 時 30 分

■講師 快フィットネス研究所 吉井雅彦先生

■内容 介護予防体操の効果について

自分たちでできる介護予防体操について

■対象者 各地区にお住まいのみなさん

■参加方法 参加申し込みは必要ありません。動きやすい服装でお越しください。

※日々の生活に、お茶飲みの前に、趣味活動の前に、介護予防体操を取り入れてみませんか。先生のお話を聞きながら、一緒に体を動かしましょう。みなさんの参加をお待ちしています。



暮らし

町営住宅入居者を募集します

問 建設水道課 管理係（内線 1603）

- 募集期間 12月1日(休)～12月15日(休)
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 対象住宅と戸数
 - ・中道団地（飯坂字中道）2戸
 - ・壁沢住宅2号棟（字壁沢）1戸（5階）
 - ・賤ノ田（字賤ノ田）1戸（2階）
- ※壁沢住宅2号棟については、UIターン者・新婚世帯への優先選考（次の入居条件を満たした場合で、入居期間が最長10年間の条件）があります。
- 間取り・設備 各団地で若干異なりますので、問い合わせください。
- 入居条件
 - ①現に住宅に困窮している方。
 - ②税、その他の使用料等の未納がないこと。
 - ③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者等も含む。
 - ④単身入居の資格が認められる者は満60歳以上。（60歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください。）
 - ⑤収入基準は、所得月額158,000円以下であること（収入のある方全員です）。ただし、裁量世帯（入居者が障害者等）の場合は214,000円以下。
 - ⑥入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
 - ⑦入居者が暴力団員でないこと。
- 家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります。
- 問い合わせ 標記担当まで問い合わせください。

灯油の取り扱いに注意してください

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

- 冬本番をむかえ、暖房器具の使用頻度が高まります。火災や油流出事故を起こさぬよう、灯油の取扱いには十分注意しましょう。
- ホームタンクや配管等に異常はないか、点検する。
 - 暖房器具の近くで引火性のあるもの（ヘアスプレー等）を使用しない。
 - 給油は火が消えてから行い、給油中はその場を離れない。
 - 使用後はバルブやコックなどを完全に閉める。
 - 油が流れていることに気付いたら、直ちに布などで回収し、河川へ流出させない。
- ※河川等に流入させてしまった場合、または油が流れているのを発見した場合は、速やかに生活環境係、または消防署に通報してください。

特定健診はもうお済みですか？

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1406）

- 特定健康診査（特定健診）をまだ受診していない方は、町内の医療機関で受診してください。
- 対象者 今年度満40歳以上の国保加入者で受診日当日も引き続き国保加入中の方
 - 申込方法 直接、特定健診実施医療機関に予約して受診してください。受診当日は国民健康保険被保険者証、特定健康診査受診券、自己負担額1,100円（27年度町民税非課税世帯、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の方は無料）をご持参ください（前年度、特定健診を受診された方は健診結果票も持参してください）。
 - 受診機関等 町内医療機関で平成28年12月まで受診できます。
- 特定健診実施医療機関は、次のとおりです。
- ①済生会川俣病院（Tel 566-2323）
 - ②済生会春日診療所（Tel 566-2707）
 - ③十二社クリニック（Tel 565-5230）
 - ④鈴木内科医院（Tel 565-2688）
- ※特定健診は年度内に1度しか受診できません（人間ドックも含みます）。

ごみ出しのルールを守りましょう

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

分別されていないごみが収集所へ出されているとの苦情が増えています。分別されていないごみは収集されません。ごみは種類ごとに出す日が決まっています。ルールを守って収集所へ出しましょう。

■ごみの種類と出し方

ごみの種類	出し方
もやせるごみ	指定ごみ袋
もやせないごみ	指定コンテナ
ペットボトル・ガラスびん	資源専用袋
プラスチック製容器包装	資源専用袋
粗大ごみ	そのまま
古紙類（資源回収物）	種類ごとに束ねる。 ※ごみ収集所とは違う回収場所のところもあります。

※指定コンテナは、役場町民税務課生活環境係にて販売しています。価格は大:1個1,200円、小:1個1,000円です。

※指定ごみ袋、資源専用袋は町内の小売店・量販店にて購入してください。

■お願い

- ごみは種類ごとに分別して、出し方を守って収集所へ出してください。詳しくは「ごみの分け方・出し方」をご覧ください。